

大分県報

令和五年
号外（三七）
三月三十一日

（金曜日）

目次

人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………一
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………二
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………二
令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の廃止……………二

○人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第十三条の六第三項各号」を「第十三条の六第三項」に改める。

第十五条の二第三項を次のように改める。

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十三条の六第六項の人事委員会規則で定める額は、第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額とする。

附則

（施行期日）

令和五年三月三十一日

大分県報号外（人事委規則）

一

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（特別急行列車等に係る通勤手当の返納に関する特例）

2 令和五年三月三十一日以前に職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第三十五号）第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第十三条の六第三項に規定する額の通勤手当を支給された職員で同年四月一日以降に当該通勤手当に係る支給単位期間が終了するもののうち、同日以降に同条第六項の規定により通勤手当の返納をさせるものの通勤手当の返納額については、この規則による改正後の第十五条の二第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「二百四十」に改め、同条第二号中「百分の百以下」を「百分の九十五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

別表第一のイの表の研究職給料表の部の主任・技師級の項中「3365号」を「3365号」に、「3368号」を「3364号」に改め、同表の海事職給料表の部の航海士級の項中「4489号」を「4485号」に、「4488号」を「4484号」に改め、同部の業務技師級の項中「4477号」を「4473号」に、「4476号」を「4472号」に改め、同表の公安職給料表の部の係長級の項中「4493号」を「4489号」に改め、同部の主任級の項中「4493号」を「4489号」に改め、同部の巡査級の項中「3313号」を「3309号」に、「3312号」を「3308号」に改め、同表の教育職給料表（一）の部の教諭 養護教諭 栄養教諭 講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の項中「2215号」を「2211号」に、「2214号」を「2210号」に改め、同部の講師 助教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舎指導員の項中「2215号」を「2211号」に、「2281号」を「2277号」に、「2284号」を「2280号」に改め、同表の教育職給料表（二）の部の教諭 養護教諭 栄養教

論 講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の項中「2級17号給」を「2級113号給」に、「2級16号給」を「2級127号給」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「及び」の下に「新設特別支援学校開校準備室並びに」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十八号

令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則

令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（令和四年大分県人事委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。